

なかの



Vol. 217

(3ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

活発な社会貢献活動を展開!!

《第1～4支部》平成29年8月5日（於：鷺宮小学校）

第43回鷺宮盆踊り大会（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



～ 応援して頂いた皆様 ～



～～～～大盛況の“税金クイズ”～～～～



会場の鷺宮小学校



会長・中心者の新井氏と…



矢島事業委員長と…



ボランティアの皆様に感謝！

《第1～4支部》平成29年9月9日（於：沼袋・氷川神社）

第10回沼袋・野方まちおこしジャズ（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



～～～～～ 応援して頂いた皆様 ～～～～～



～ 税金とは…！ ～



会場の沼袋・氷川神社



ステージではJAZZの演奏が…



趣のある氷川神社の境内



お店がズラリ…!!

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を…)

実施日時：11/9(木)、12/6(水)、1/9(火)、2/9(金)、3/7(木) 13:00～17:00（相談時間は、1案件:45分）
TEL：03-3388-6896 FAX：03-3388-2550（担当）佐藤・三國



掲 示 板 (11~1月行事予定表)



月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
11月	2日(木)	11:00~12:30	広報委員会	法 人 会 館	
	//	14:00~16:00	源泉研究部会・第379回研修会(年調)	法 人 会 館	
	//	15:00~16:00	“税を考える週間” 三税合同キャンペーン	JR中野駅周辺	
	6・7日(月/火)	13:30~15:30	年末調整説明会	なかのZERO小ホール	
	7日(火)	8:14 OUT・IN	福利厚生事業 第二弾：(ゴルフコンペ) 16組	武蔵松山カントリークラブ	
	8日(水)	13:30~15:30	年末調整説明会	野方区民ホール(WIZ)	
	9日(木)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館	
	10日(金)	14:00~	全法連・第31回全国青年の集い(高知県)	高知:県民文化ホール	
	11日(土)	12:00集合	“税を考える週間” 演奏・セーフティ教室・八名信夫氏	区立第十中学校体育館	
	12日(日)	9:30集合	第4・5・6支部・社会貢献活動(上高田子供まつり)	上高田二丁目公園	
	13~19日		東法連青連協“TAXWEEK”	キッザニア東京	
	13日(月)	7:50集合	“税を考える週間” 駅頭PR活動	JR中野駅周辺	
	15日(水)	15:00~16:00	納税表彰式	中野サンプラザ	
	16日(木)	7:40集合	新井薬師駅前環境美化キャンペーン	新井薬師駅周辺	
	//	10:30~11:30	中野税務懇談会(座談会)	署・別館会議室	
	//	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
	21日(火)	16:00~16:55	理事会	中野サンプラザ14F クレセントルーム	
	//	17:00~18:30	“税を考える週間” 秋の特別講演会(バイマー・ヤンジン氏)	中野サンプラザ14F クレセントルーム	終了後:懇親会
	22日(水)	14:00~15:00	中野都税事務所:感謝状贈呈式	中野都税事務所内	
	28日(火)	15:00~17:00	中野法人会経営塾第二弾“BCP研修会”	法 人 会 館	
12月	4日(月)	18:00~20:30	女性部会(クリスマスのタベ)(歌手:三上 静氏)	ウエストファイブサード本館	
	6日(水)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館	
	8日(金)	17:00~18:00	青年部会・第489回研修会	法 人 会 館	
	11日(月)	16:00~17:00	平成29年度・税に関する作品の表彰式	中 野 区 役 所	
	20日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	署・別館会議室	
1月	21日(木)	10:30~&13:30~	(共催)初心者のためのパソコン講座	専門学校東京テクニカルカレッジ	
	11日(木)	16:00~17:00	署長:講演会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	17:10~18:00	新年賀詞交歓会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	18:00~19:30	祝賀会	中野 サンプラザ 13F コスモルーム	
	24日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	25日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	

11月号の目次

2017 VOL.217

活発な社会貢献活動を展開!.....	2	本部だより(にぎわいフェスタ2017).....	12
知っとくと得情報(税理士:山岡先生).....	4・5	本部だより.....	13
平成30年度 税制改正要案・会員増強推進月間.....	6・7	部会だより(源泉研究部会・女性部会).....	13
税務署だより.....	8	部会だより(青年部会).....	14
都税事務所だより・中野区だより.....	9	今後の行事予定(インフォメーション).....	14
中野区だより.....	10	活発な社会貢献活動.....	15
支部だより(役員会).....	10	中野法人会 福利厚生事業第一弾(東京ガス根岸基地見学会).....	16
本部だより(役員合同会議).....	11	福利厚生制度PR(特退共).....	16

● 表紙(写真説明).....第15回フォト・コンテスト入賞『落葉と流水』(天龍寺) ヤシマ教材(株) 片岡政夫氏

発行所(公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士
山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田 1-2-2
小川ビル 7 階
神田合同税理士事務所
TEL 03 (3518) 2711(代)
FAX 03 (3518) 2712
携帯 090 (2212) 0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



企業や消費者の契約ルールを定める債権関係規定（債権法）に関する**改正民法が平成29年5月26日、参議院本会議で与野党の賛成多数で可決、成立**いたしました。

債権に関する大規模な改正は、1896年（明治29年）に民法が制定されて以来、初めてで、**その目的は、インターネット取引の普及など時代の変化に対応し、消費者保護にも配慮するとともに、法律と現代社会のズレを正し、国民に分かりやすい法律にする狙い**がありました。改正は約200項目に及び、公布から3年以内に施行することになっております。

今回の知っとくと得情報は、税の豆知識とは直接的には関係ありませんが、**社会生活に大きな影響を及ぼします**ので、どのように改正されたのか一部分ではありますが紹介いたします。

（参考文献 平成29年 5月26日付新聞記事等）

約款について

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などインターネット上のサービスは誰もが気軽に利用できますが、利用を始めようすると、「約款」や「利用規約」といった名称の細かな文字が並ぶ画面が現れ、細かく読まずに「同意する」ボタンを押した経験はどなたにもあると思います。こうした**約款はネット関連に限らず、保険や電気、ガス、鉄道、旅行など、さまざまなサービスに使われています**。しかし、利用者が細かく読んでいない約款は、当事者の意思が合致することを前提とする契約としてどこまで有効なのかという疑問が生じます。

実は現在の民法には、約款についての規定はなく、古くからトラブルの元になってきました。すでに1915（大正4）年には、大審院（当時の最高裁）が火災保険の約款の効力について、約款の内容を深く知らなかった時でも約款の内容によって契約する意思があったと推定するとした判決を下

しました。この判決は現在まで生きている重要な判例となっています。

一方、自動車保険の重要な免責事項については、東京地裁が1982年、契約締結前に契約の相手方に実質的かつ直接的な告知が必要と認定した判決も出されています。

現在の民法は、言葉が難解な上、記載されている項目も多いため、理解していない消費者が多いとの指摘がありました。企業側の責任を免除されるなど、消費者にとって不利な条項が挿入されており、トラブルになるケースもあったということです。

〔改正後〕

約款が契約内容となることを契約前に示せば、消費者が中身を理解していなくても有効とする取扱いになりますが、消費者の利益を一方的に害する条項は無効となります。長文で細かい約款をほとんど読まずに契約したことによるトラブルで泣き寝入りする事例を減らす狙いがあるとのことです。

連帯保証人制度について

中小零細企業への融資などで、親族らがリスクを十分に認識せずに保証人になったばかりに莫大な借金を背負わされ、一家が破滅したなどという話は誰もが耳にしたことがあると思います。

〔改正後〕

このような悲劇を少しでも減らすため、**企業への融資の場面で、個人が保証人になることは原則的に否定されます。**中小零細企業への融資などで、第三者が個人で保証人になる場合は、公証人によって保証意思の確認の上、公正証書を作ってもらうことなどのことが無い限り、個人が保証人になることはできなくなります。



債権の消滅時効について

飲食代のツケなどの支払い時効が変わります。

現在は飲食店のツケは1年、小売店への支払いは2年、病院の診療費は3年など業種ごとに異なる短期消滅時効があります。しかし、こういった区別をする合理性が疑われてきたため、**改正案ではこれらの区別は廃止されます。**

〔改正後〕

業種ごとに異なる短期消滅時効の規定を廃止して、新たに、**債権者が権利を行使できることを知ってから5年間行使しない時、権利を行使できる時から10年間行使しないときには、債権は消滅する制度に一本化**しました。この改正に伴い、商事消滅時効（商法522条）の規定及び短期消滅時効の規定（現行法170条～174条）は廃止されました。

法定利率について

お金の貸し借りをする場合、法律の範囲内であれば利率を当事者間で決めることができます。

これを約定利率といいます。これに対して**法定利率**というのは、**当事者間であらかじめ合意できない利率のこと**をいいます。**法定利率は、交通事故の損害賠償額の算定などに使われています。**現在は年5%で固定されています。

〔改正後〕

現在は年5%で固定されている**法定利率を年3%に引き下げます。**低金利が続く実勢にあっていないため、**3年ごとに1%刻みで見直す変動性も導入**いたします。

敷金について

マンションやアパートを借りる際に払う敷金ですが、これまで不明瞭な点も多くトラブルにもなってきました。そこで、**改正案では過去の裁判例をもとに敷金についての規定が新たに追加**されました。

〔改正後〕

住宅の賃貸契約では、借り主が家主に支払う敷金の返還や原状回復の規定も新設いたしました。**家主は原則として借り主に敷金を返還しなければいけないことを明記し、借り主は日常生活で生じた汚れや傷みなどの補修費用を負担する義務は負わないことも規定**しています。

「七五三（11月15日）」



数え年で男の子は5歳・女の子は3歳と7歳に、子供の成長を感謝し、長寿や幸福、健やかな成長を願って神社に参拝する行事です。3歳は髪置き（かみおき）の祝いといいます。昔は3歳まで髪は剃り上げ、3歳から伸ばし始めていました。これからは赤ん坊ではないよ、という意味で髪に綿白髪をかぶせ頂に白粉をつけます。5歳は袴着（はかまぎ）の祝いといい、5歳になった男の子がはじめて袴を履き、男児の幸せを願う行事です。7歳は帯解きといい、女の子は7歳までひも付きの着物を着ていましたが、この日から大人と同じ作りの着物を着て成長を祝う行事です。

11月の税務と労務

- ・国税／10月分源泉所得税の納付 11月10日
- ・国税／所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- ・国税／所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- ・国税／9月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、3月決算法人の中間申告 11月30日
- ・国税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 11月30日
- ・国税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合） 11月30日
- ・地方税／個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

12月の税務と労務

- ・国税／給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時
- ・国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書及び保険料控除申告書の提出 今年最後の給与を支払う前日
- ・国税／11月分源泉所得税の納付 12月11日
- ・国税／10月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 1月4日
- ・国税／4月決算法人の中間申告 1月4日
- ・国税／1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 1月4日
- ・地方税／固定資産税・都市計画税（第3期）の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内

平成30年度 税制改正に関する提言(要約)

中野法人会では会員を対象に「税制アンケート」を実施しましたところ、当会会員より貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。上部団体である東京法人会連合会が都内各法人会・会員から寄せられたアンケート意見・要望をもとに取りまとめた「東法連・平成30年度税制改正要望」を下記に掲載いたします。

(以下の要望は、全国法人会総連合が、各県法人会連合会から寄せられたアンケート・意見・要望をもとに「税制改正に関する提言」として、平成30年度の税制改正に向けて、政府・政党等に対してさまざまな提言活動を行ないます。)

基本的な課題

Ⅰ. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- ・真の財政健全化を達成するためにはプライマリーバランス黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。
 - (1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
 - (2)「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を16兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間ににおいては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。
 - (3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。
 - (4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
 - (5)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえに財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。
- #### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方
- ・社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。
 - (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
 - (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
 - (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
 - (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 - (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
 - (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- #### 3. 行政改革の徹底
- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・

議会が「まず臆より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- ・消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。
- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- ・OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2)租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。
- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充

実を図ることを求める。

- ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
- ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
- ③対象会社規模を拡大する。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。
- ・「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながるとは考えにくい。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。
- ・地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。
- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求することが重要である。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

- ・東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に

検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

・昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

税目別の具体的意見

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1)役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2)同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1)基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2)各種控除制度の見直し
 - (3)個人住民税の均等割
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1)贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2)相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2)居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3)償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
 - (4)国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

会員増強強化推進月間（9月から3月末日まで）



支部長の皆様



大同生命保険(株)の皆様



AIU損害保険(株)の皆様



アフラック＆山田様

平成29年度 支部別増強目標

(敬称略)

支部名	支 部 長	目 標	支部名	支 部 長	目 標	支部名	支 部 長	目 標
1 支部	久保 仁	20	6 支部	斉藤 謙治	20	11 支部	秋元 良宣	20
2 支部	宮治 誠人	20	7 支部	三橋 満	20	12 支部	中澤喜久雄	20
3 支部	飛田 定己	20	8 支部	川村 能正	20	(合計)		240
4 支部	鳥居 憲夫	20	9 支部	櫻井 正人	20			
5 支部	谷津 和広	20	10 支部	鈴木 浩司	20			

税 務 署 だ よ り

国税の クレジットカード納付には e-Tax の利用が便利です

- ・源泉所得税のクレジットカード納付が可能！
- ・専用サイトでの入力が大幅に省略！



スマートフォンからも利用可能
※徴収高計算書の作成と納付情報登録が必要で、
e-Tax から専用サイトへのアクセスが可能

専用サイトでの
入力が簡単に！



国税庁
e-Tax キヤラクター
イラスト

平成 29 年 6 月以降、e-Tax (国税電子申告・納税システム) から「国税クレジットカードお支払サイト」^(※) にアクセスできるようになりました。

これにより、e-Tax を利用して徴収高計算書データを送信することで、源泉所得税についてもクレジットカード納付手続が行えます。

(注) 「国税クレジットカードお支払サイト」とは、国税庁長官が指定した納付受託者(トヨタファイナンス株式会社)へ、国税の納付の立替払いを委託する手続を行うための専用サイトです。



New
e-Tax



専用サイトにおいて住所・氏名や
税金の種類などの入力が不要と
なります！

ご利用できるようになりました！

※ご利用は e-Tax の利用可能時間内に限ります。



いままでどおりご利用できます！

※ 24 時間ご利用できます。



源泉所得税のクレジットカード納付手続の流れは裏面をご覧ください。➡

◎ご利用に当たって(注意事項)

- クレジットカード納付では、納付税額に応じた**決済手数料がかかります**(最初の 1 万円までは 76 円(消費税別)、以後 1 万円を超えるごとに 76 円(消費税別)が加算されます。)
※決済手数料は、国の収入になるものではありません。
- クレジットカード納付ができる金額は、1,000 万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額(決済手数料を含む)です。
- 利用可能なクレジットカードは、Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD です。



- クレジットカード納付では、**領収証書は発行されません**。
領収証書が必要な方は、最寄りの金融機関又は税務署の窓口で納付してください。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- 納付手続の完了後、その納付手続により納付済となった国税については、納税の猶予等を受けることはできません。
- 金融機関や税務署の窓口では、**クレジットカードによる納付はできません**。
- クレジットカード納付をしてから、納付済の納税証明書が発行が可能となるまで、3 週間程度かかる場合があります。
- e-Tax から「国税クレジットカードお支払サイト」にアクセスした場合、①納付区分番号、②税金の種類、③課税期間、④納付税額の情報が引き継がれます。
※e-Tax から「国税クレジットカードお支払サイト」に住所・氏名及び整理番号の情報は引き継がれません。

詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

国税庁

検索

都 税 だ よ り

災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

<減免する場合>

床上浸水（不動産取得税を除く）、崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

<減免の対象となる都税>

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など

※固定資産税・都市計画税、個人事業税については、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。

<減免を受けるための手続き>

減免を受けるためには、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「り災証明書」

など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。



被災により、都税を一度に納めることができない場合には、納税を猶予する制度もあります。

なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

詳しくは、中野都税事務所までお問い合わせください。03-3386-1111(代表)

中 野 区 だ よ り

中野区観光協会



~~~~~ 7月29・30日開催 “中野サバイバル親子キャンプ” ~~~~~



~~~~~ 9月2日開催 アンテナストリート “PARK PARTY” ~~~~~

中野区観光大使



NAKANO+ 特定非営利活動法人 中野コンテンツネットワーク協会（ナカノプラプラ）からのお知らせ

～文化の秋、芸術の秋、中野の秋～

人と人をつなげ、伝統・文化の街「中野」を世界に発信するナカノプラプラ。

中野の秋は、いろいろな催しで盛りだくさん。

10月7日、8日、にぎわいフェスタでは、明治・帝京平成・早稲田、および近隣の学生らによる合同文化祭「僕らのナカノ祭」を昨年に引き続き支援いたしました。

一昨年秋の合同イベント（中野文化祭）の企画としてスタートした「プラプラチャンネル」。

昨年から学校法人東京テクニカルカレッジ（東中野）のテラカフェのスペースをお借りし、毎月第一金曜の定例イベントとして開催してきました。

毎回多彩なゲストをお迎えして、コンテンツ、アート、ミュージックの魅力的な配信を行っています。

他にもICT・コンテンツに関わる様々な文化イベントを後押しするナカノプラプラ。引き続きご注目ください。



中野区グローバル戦略推進協議会の基幹団体のひとつ、中野区産業振興推進機構は、中野法人会も会員である特定非営利活動法人中野コンテンツネットワーク協会と、他3社により運営されています。

中野区だより

中野の“夏”まつり

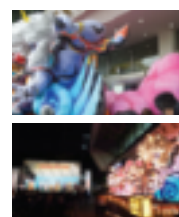


～ 7月28日・29日開催（第5回中野駅前大盆踊り大会）～

挨拶：今野会長 挨拶：宮島会長

～ 参加された皆様 ～

中野の“秋”まつりと祭典



～～ 9月4日（上高田氷川神社）～～

～～ 9月17日（中野氷川神社）～～

～～ 10月14・15日開催 ～～

10月28・29日 今年も“ぬふた”が楽しめます！

支部だより

「会員増強推進」に向けて、各支部で役員会を開催しました。各支部とも目標達成に向けて、新たなスタートをしました



第1支部（久保支部長）



第2支部（宮治支部長）



第3支部（飛田支部長）



第4支部（鳥居支部長）



第5支部（谷津支部長）



第6支部（斉藤支部長）



第7支部（三橋支部長）



第8支部（川村支部長）



第9支部（櫻井支部長）



第10支部（鈴木支部長）



第11支部（秋元支部長）



第12支部（中澤支部長）

本 部 だ よ り

役員合同会議（拡大理事会）を開催

～中野税務署長に原 武彦氏が着任～



宮島会長

8月24日、中野サンプラザにおいて『役員合同会議』が開催されました。中野税務署より、原 署長、寺谷副署長、山元第1統括官、馬場審理上席にご出席をして頂きました。

宮島会長の挨拶のあと、原署長は、自己紹介をされ、日頃の法人会活動に対し、労いの言葉を述べられました。

続いて、各委員会より次のように話されました。



原署長

「総務組織委員会より」

現在まで、公益比率は順調に推移していること。

11月21日に「理事会」を、1月11日に「新年賀詞交歓会」を開催予定。又、会費の未納分をなくそうと力説されました。



横山総務組織委員長

「厚生委員会より」

先ず、全法連、東法連の助成金について話され、中野法人会の福利厚生制度について話されました。受託三社の今年度の目標について話され、役員一丸となって目標達成を…と力説されました。



谷口厚生委員長

「共益公益事業委員会より」

10月に「支部単位で、副署長の講話と税務研修会」「第34回法人会全国大会（福井県）」、恒例の「法人税・源泉所得税実務講座」「11月21日開催予定の秋の特別講演会」（講師：バイマーヤンジン氏）、11月28日開催予定のBCPセミナーへの参加を力説されました。

公益事業としては、29年8月開催までの事業の報告、9月以降、目白押しの「社会貢献活動への応援依頼」をされました。

「税の川柳コンクール」「税の絵はがきコンクール」青年部会主体の「租税教室」等について話されました。



矢島共益公益事業委員長

「税制税務委員会より」

「平成30年度の税制改正要望」について…。

今年度の「税制改正要望大会」、10月5日「第34回法人会全国大会（福井）」の中で開催する。又、「自主点検チェックシートの活用」について強調されました。



大月税制税務委員長

「広報委員会より」

発行済みの「情報誌“なかの”」の報告と今後の発行予定について…。

「第16回フォト・コンテストの募集」、「法人会アンケート調査システムの新規登録のお願い」という事で力説されました。



木村広報委員長

『地区長合同会』を開催

8月24日に開催された『役員合同会議』の後、『地区長合同会議』が開催されました。

横山総務組織委員長から、地区長を中心に役員、受託三社一体となって、目標を達成したいと力説されました。



～～～ 目標達成に向けてがんばりましょう！ ～～～

“経営者大型保障制度・上期表彰式”

前段でDVDの上映があり、内部支社長の挨拶の後、上期の目標達成支部：第3・5・9・11・12支部、第10支部が表彰されました。



“おめでとうございます”

本 部 だ よ り

活発な社会貢献活動を展開!! (中野法人会も共催)

起創展街

中野にぎわいフェスタ

公式パンフレット

なかの
Nakano

観て! 食べて! 遊べ!

2017 10.7 SAT - 8 SUN
10:00 START!

中野駅周辺にイベント大集合!

中野にぎわいフェスタ2017
観光大使
スタンプラリー

詳しくは P6へ

QRコードで
簡単アクセス!

- 中野四季の森公園内
にぎわいイベント
- 中野駅北口駅前広場
中野北口にぎわい祭り
- 中野ナンプラザ前広場
中野南口にぎわい祭り
- 区役所正面玄関前
身近な行政サービス
- 北口暫定広場 (ハルマター前)
NAKANO Best Park
- 三菱東京UFJ銀行駐車場
中野南口おいおい祭り2017
- 南口ファミリーロード
中野南口おいおい祭り2017
- 中野駅橋本駅前広場
橋本広場
- 中野郵便局駐車場
中野南口おいおい祭り2017

主催: 起創展街 中野にぎわいフェスタ実行委員会
協賛: 中野区 後援: 中野区商工会連合会、中野区商店街連合会、公益社団法人中野法人会、東京市工芸会連中野支部、中野工業振興協会、一般社団法人中野区観光協会

起創展街 中野にぎわいフェスタ 公式情報サイトへ

にぎわいフェスタ 後援

中野区観光協会

(詳細は“なかの”218号に掲載させていただきます。)

本 部 だ よ り



8月1日 常任理事会（於：法人会館）



8月24日 役員合同会議（於：中野サンプラザ）



8月28日 第4ブロック合同会議（於：日本閣）

本 部 ・ 部 会 だ よ り

◆ 共益公益事業委員会・源泉研究部会 ◆

『中野法人会経営塾第1弾 源泉研究部会第377回研修会』を開催 ～ 年金あれこれ ～（講師：日本年金機構 中野年金事務所 副所長 吉田 努 氏）

宮園自動車(株) 川村 卓

9月7日、法人会館において『年金セミナー』を開催しました。講師には、中野年金事務所より吉田副所長においで頂きました。



～～～ 皆様、大変熱心に受講されて… ～～～

基本的な事の再認識も含めて、『年金』全般について話して頂きました。



講師：吉田副所長



安藤部会長

「公的年金制度」とは？「世代と世代の支え合い」「公的年金制度は2階建て構造」…「日本の年金制度の詳細」について、『ライフステージと年金』という事で大変に分かり易く話して頂きました。

吉田副所長、本当に有難うございました。

◆ 女性部会 ◆

『役員懇談会&役員会』を開催



～～～ 9月13日（署長を囲んで） ～～～



～～～ 記念撮影（ハイポーズ!!） ～～～

◆ 「署長講演会」「新年賀詞交歓会」「祝賀会」 ◆

日 時：平成30年 1 月11日(木) 3時半受付

第1部：4時～ 「署長講演会」

第2部：5時～ 「賀詞交歓会」

第3部：5時45分～ 「祝賀会」

場 所：中野サンプラザ 13階

会 費：8,000円

幸運くじ（抽籤会）

（賞品多数）



部 会 だ よ り

◆青年部会◆

『第475回研修会』

～署の幹部の方を囲んで、自己紹介&一言～

9月8日、法人会館において、原署長、寺谷副署長、山元第1統括官、馬場上席をお招きして「第475回研修会」が行われました。

全員が自己紹介をし、署に対する要望、業界の現状（動向）、税に関して思うこと等、意見交換させて頂きました。署に対する要望については、敢えて取上げるようなことはありませんでした。

業界の現状（動向）については、皆さん大変な努力をしていることを痛感しました。

副部会長 吉永喜淵

税に関して思うことについては、「適正・公平なる課税」ということが根本であり、それに反した際の対応について、改めて教えて頂きました。

冒頭、安田部会長は、「今後の社会貢献活動である租税教室への協力を」と力説されました。

原署長からは、法人会青年部会の活動に対し高い評価をされ、“税の啓発活動”に対して心からの労いのお言葉を述べられました。

署の幹部の皆様へ、大変感謝申し上げます。



署の幹部の皆様と親しく意見交換会



～ 署の幹部の皆様 ～



挨拶：安田部会長

■『第4ブロックチャリティゴルフコンペ』に参加！

9月27日、第4ブロックチャリティゴルフコンペが、高坂カントリークラブで行われました。

当会からは、8名が参加しました。中野は団体で6位でした。



～ 参加された皆様 ～



～ 入賞された皆様 ～

今 後 の 事 業 予 定 (インフォメーション)

日帰りバス研修会

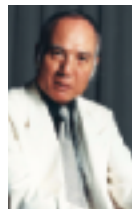
平成29年11月9日(木)
12:50集合
蔵の街・栃木散策と
豆腐料理満喫の旅



会費：8,000円
(非会員：12,000円)

セーフティー教室&講演会

平成29年11月11日(土)
13:45～16:00
中野区立第十中学校体育館



(第3部)
講談 八名 信夫 氏
入場無料(お土産あり)

秋の特別講演会

平成29年11月28日(火) 17:00～18:30
中野サンプラザ14F
クレセントルーム



(第1部)
講師：バイマー・ヤンジン 氏
会費：会員は無料(非会員:1,000円)
終了後、懇親会 会費：5,000円

中野法人会経営塾第二弾

平成29年11月28日(火) 15:00～17:00
中野法人会館
～災害時あなたの会社の
生き残りを考える～



講師：長瀬 貫隆 先生
会費：会員は無料(非会員:1,000円)

日帰りバス研修会

平成29年11月28日(火) 12:00集合・出発
JAXA航空宇宙
センター&
国立天文台見学会



会費：5,000円
(非会員：8,000円)

チャリティークリスマスのタベ

平成29年12月4日(月)
18:00～20:00
west 53rd 日本閣



23時のシンデレラ
三上 静(歌手)
会費：9,800円(お土産あり)

活発な社会貢献活動を展開!!

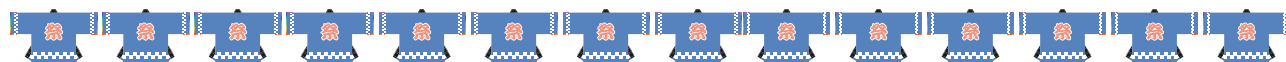
《第5～8支部》平成29年9月15日（於：三菱東京UFJ銀行駐車場）

中野・氷川神社祭礼（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



～～～～～ 応援して頂いた皆様 ～～～～～

～～ 模擬店もズラリ… ～



《第9・10支部》平成29年8月5・6日（於：鍋横商店街）

鍋横夏祭り（不要タオルなどの回収）（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



会場の鍋横商店街



～～～ 応援して頂いた皆様 ～～～



“クイズ”も“フリーマーケット”也大盛況



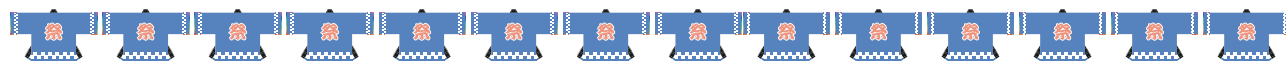
～～～～～ 阿波踊りはサイコウ!! ～～～～～



おやっ！皆さんも…



ボランティアの皆様



《第11・12支部》平成29年8月25日（於：川島商店街）

川島夜店市（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



会場の川島商店街



～～ 応援して頂いた皆様 ～



“良く考えて答えてね…”



長蛇の列ができています

9月26日 中野法人会 福利厚生事業 第一弾

日帰りバス研修会『東京ガス根岸LNG基地』見学会



挨拶：宮治実行委員長



挨拶：宮島会長



皆様 熱心に…



“凄いですね…”



基地内をバスで見学



～～～～～ 参加された皆様 ～～～～～



驚きの実験でした！



横浜中華街へ…



懇親会場 “状元楼”



～～～～～ “大いに飲み、大いに食しました” ～～～～～



優秀な人材の確保・定着化に 従業員の退職金準備は 東法連 特定退職金共済制度

特退共の魅力

- 1 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
- 2 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
- 3 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度（中退共）と重複して加入できます。



大同生命保険株式会社

新宿支社

〒160-0022

東京都新宿区新宿4-3-25

TOKYU REIT新宿ビル 6階

TEL:03-3357-5221(代) FAX:03-5363-9756



AIU損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部

〒163-0814

東京都新宿区西新宿2-4-1

新宿NSビル14階

TEL:03-6894-9126 FAX:03-6894-9936

